

特定費目の代金の実費精算に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の実績精算に関し、次の特約条項を定める。

(特定費目の代金の実績精算)

第1条 乙に支払われる代金のうち別紙第1の要精算費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い精算するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額、その他必要な事項は、要精算費目金額表に定めるところによる。

(実績額)

第2条 この契約において「実績額」とは、乙が契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額をいう。

2 実績額は、別紙第2の実績額に関する計算基準（以下「計算基準」という。）に基づき計算し、甲乙協議して確定するものとする。

(代金の精算)

第3条 特定費目の実績額の合計額が特定費目の金額の合計に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額をもって、これに等しい場合は契約金額をもって、これを超える場合は超える金額を加算した金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定による代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

3 甲及び乙は、第1項の規定により契約金額から減額し、又は契約金額に加算した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

(実績額の報告)

第4条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、速やかに実績報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 甲及び乙は、特定費目又は、特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他要精算費目金額表に定めるところを変更するため協議することができる。

要精算費目金額表

1	機能及び寸法検査費用 (再梱包を含む。)	円
2	関税その他の租税	円

注：該当しない項目及び字句は抹消すること。

1 実績額に関する計算基準

実績額は、実績額を証する書類に基づき算定するものとし、実際に要した費用であっても乙の故意又は過失若しくは管理の不適當により乙の負担となるものは除くものとする。

2 実績額を証する書類

機能及び寸法検査費用（再梱包を含む。）

検査実施業者の実際工数及び加工率を明記した支払請求書又は領収書並びに梱包業者の支払請求書又は領収書

3 関税その他の租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

4 その他甲が必要と認める書類